

介護保険料についてお知らせします

● 65歳以上の介護保険料と低所得者の軽減強化について

平成27年度から、消費税による公費を投入して第1段階の方に対する介護保険料の軽減強化を実施しております。

令和元年10月の消費税10%への引き上げにあわせ、住民税非課税世帯である所得段階が第1段階から第3段階までの方を対象に、下表のとおり介護保険料の軽減強化が実施されます。

平成31年度(令和元年度) (軽減強化前)			令和2年度(軽減強化後)		
所得段階	割合	年額保険料	所得段階	割合	年額保険料
第1段階	基準額×0.375	25,200円	第1段階	基準額×0.3	20,100円
第2段階	基準額×0.625	42,000円	第2段階	基準額×0.5	33,600円
第3段階	基準額×0.725	48,700円	第3段階	基準額×0.7	47,000円

令和2年度の全体の所得段階別保険料

所得段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	20,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5	33,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.7	47,000円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	60,400円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	基準額	67,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	80,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	87,300円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	100,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.70	114,200円

● 介護保険料を納付書払い又は口座振替により納入している方 (普通徴収の方)

介護保険料を納付書払い又は口座振替により納入している方(普通徴収)には、8月中に「介護保険料額決定通知書」を郵送します。年額保険料及び今後納めていただく保険料額が記載されていますので、ご確認ください。

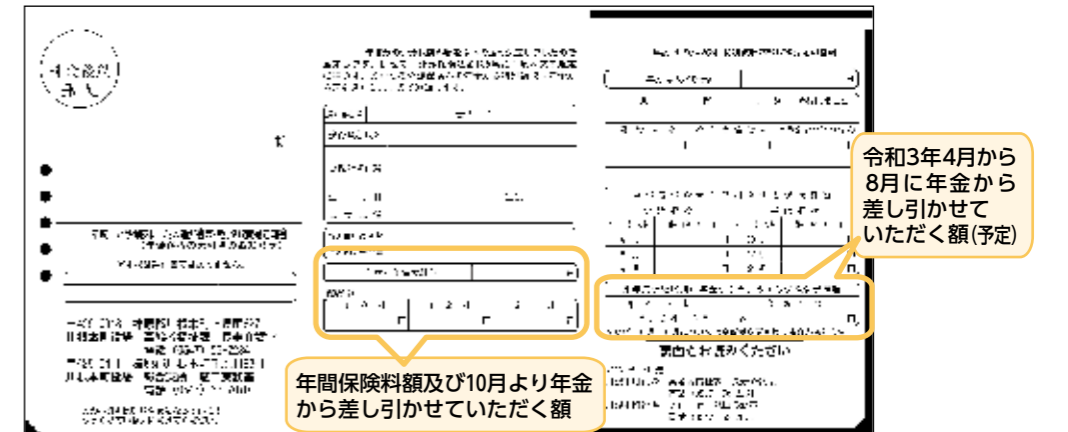
介護保険は、介護を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように社会全体で支えるための制度です。皆様から納付していただく介護保険料は、介護保険を提供するための大切な財源となっていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

● 介護保険料を年金から差し引かれている方 (特別徴収の方)

介護保険料を年金から差し引かれている方(特別徴収)には、8月中に「介護保険料 特別徴収開始通知書」を郵送します。年額保険料及び今後納めていただく保険料額が記載されていますので、ご確認ください。

「介護保険料 特別徴収開始通知書」の見方

※送付する様式を封筒からはがきに変更しました。両面をはがして確認してください。



● 特別徴収の方の介護保険料の納入について

介護保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、8月中に保険料額が決定するまでは、前年度2月の年金からの差し引き額と同じ額を「仮徴収」として納めていただきます。(なお、4月から特別徴収が開始される方は、前年度所得を基に決まります。)その後、年間の保険料額確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を「本徴収」として納めていただくことになります。

なお、収入の変動等で仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合には、1回の年金から差し引かせていただく額が年間を通じて均等になるよう調整(平準化)させていただくことがあります。平準化を行う場合でも、介護保険料の年額は変わりません。

<介護保険料の納入例 介護保険料が令和2年度及び令和3年度共に年額67,200円(第5段階)の方の場合> (単位:円)

令和2年度			令和3年度		
仮徴収額	本徴収額	仮徴収額	仮徴収額	本徴収額	仮徴収額
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,500	10,500	10,500	11,900	11,900	11,900

2月と同額

年間保険料から仮徴収分を差し引いた額

※ 令和3年度の年額保険料は変更となる可能性があります。

● 保険料を滞納すると

保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。納付が遅れると、介護保険制度を維持するうえで大きな支障となります。災害などの特別な事情もなく保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際、法令に基づき、費用の全額が自己負担となる措置がとられる場合があります。納期限までに必ず納入いただきますようお願いいたします。

● 新型コロナウイルスの影響により影響を受けた方

新型コロナウイルスの影響により、被保険者の方が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、要件を満たす方は介護保険料が減免となる場合があります。詳しい要件等はお問い合わせください。